

森林環境譲与税の活用状況

〔森林環境税と森林環境譲与税〕

平成31年3月に、温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備などに必要な財源を安定的に確保するため「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。

森林環境税は国内に住所がある個人に課税される国税で令和6年度から年額1,000円の徴収が始まっています。

森林環境譲与税は、令和元年度から、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で按分して市町村や都道府県に譲与されています。

市町村や都道府県は、森林環境譲与税を活用し、森林整備の促進に取り組んでいます。

剣淵町の令和5年度の森林環境譲与税の活用実績は以下のとおりです。



◇座卓購入（レークサイド桜岡） 646千円

・道産材100%（一部町産材カラマツ使用）で、座卓6台を地元の家具工房により製作



▲レークサイド桜岡客室の座卓

◇森林経営管理制度調査調整業務 1,958千円

・森林整備の意向のある所有者に対する調査及び調整業務（現況調査、所有者への説明、提案等）



▲木馬で遊ぶ子どもたち

◇私有林人工林整備推進事業補助金 1,943千円

・森林経営計画に基づいて実施した森林整備に対して補助するもの（補助率：標準経費の10%）

- ①下刈…46.67ha
- ②間伐…35.3ha
- ③殺鼠剤散布…61.65ha

◇私有林等整備事業補助金 849千円

・施業条件不利地及び公共補助が対象となる事業への補助（補助率78%）

- ①根踏み…16.67ha
- ②除雪…1,300m

◇森林認証取得促進助成金 51千円

・森林認証協議会負担金の私有林負担分を助成

◇森林統合クラウドシステム利用料 81千円

・森林統合クラウドシステム（効果的な森林整備を目的に森林データを一元管理）利用料

◇木製遊具購入（保育所） 693千円

・道産材100%（一部町産材カラマツ使用）で、コーナーラック、収納棚、丸座卓、ドレッサー、木馬、キッズキッチンを地元の家具工房により製作



▲購入したドレッサー